

原子力発電所で事故が起きたら どんな指示がでるの？

原子力災害時に住民の皆さんの生命及び身体の安全を確保し、放射線から身を守るためには、国、道、町からの指示(防護措置という)を迅速・適切に実施することが重要です。
防護措置の基準は、原子力発電所で事故が発生した場合に、速やかに屋内退避や避難等の判断・指示ができるようにあらかじめ設定しています。

原子力災害対策指針に定められた防護措置の主な種類は、以下のとおりです。

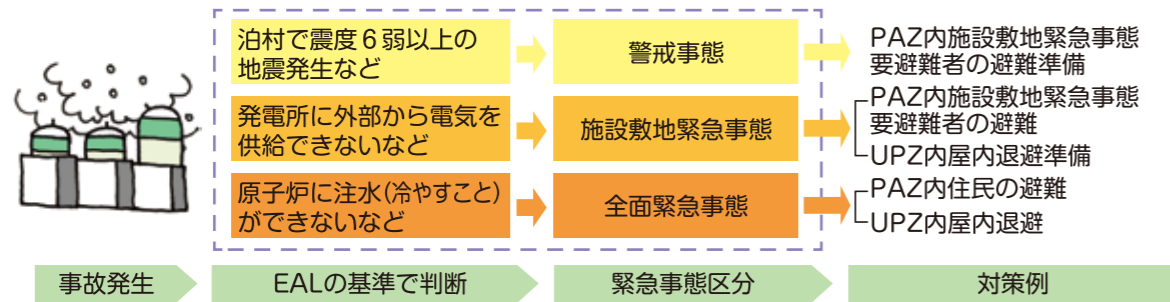
1. 屋内退避
2. 避難及び一時移転
3. 安定ヨウ素剤の予防服用
4. 原子力災害医療
5. 避難地域時検査及び除染
6. 飲食物の摂取制限 など

※原子力災害対策指針は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力規制委員会が策定したものです。

具体的な防護措置の指示は、EALやOILの区分に応じて、国が行います。

「EAL」と「緊急事態区分」について

EAL (緊急時活動レベル)	避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準です。
緊急事態区分	緊急事態区分は、 警戒事態(EAL(AL)) 、 施設敷地緊急事態(EAL(SE)) 、 全面緊急事態(EAL(GE)) の3つに区分され、区分毎に、国、道、町村等の関係機関が、原子力施設からの距離に応じて、適切な防護措置を実施します。

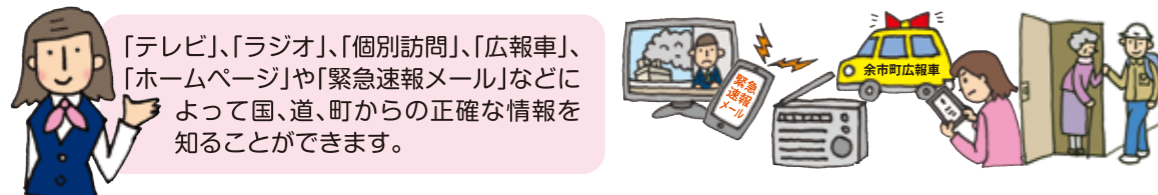


「OIL」について

OIL (運用上の介入レベル)	放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準です。
---------------------------	--

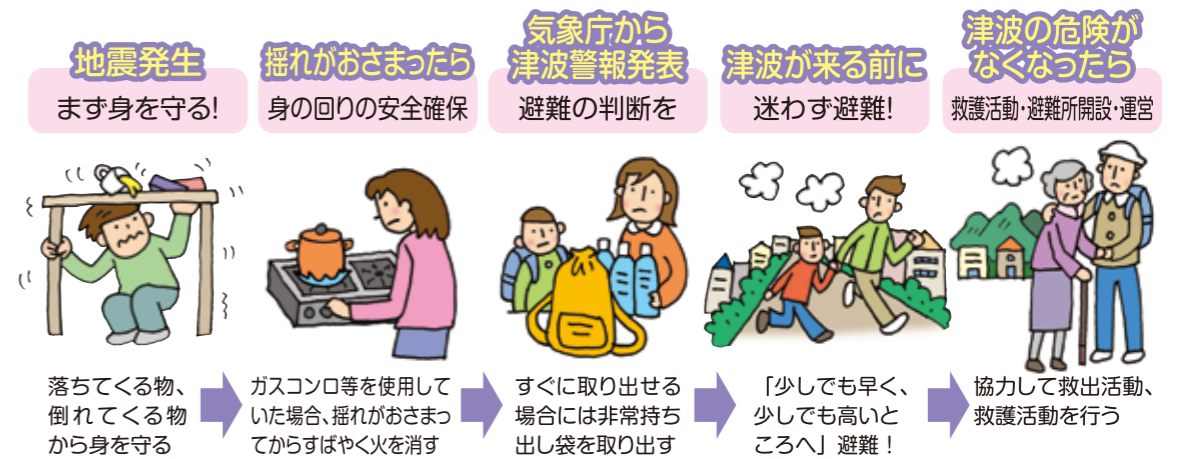
緊急防護措置		早期防護措置	飲食物摂取制限	
OIL1	OIL4	OIL2	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6
避難等のための基準 500μSv/h※	除染を講じるための基準	一時移転のための基準 20μSv/h※	飲食物の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	飲食物の摂取を制限する際の基準

※空間放射線量率(空間に存在する放射線の単位時間あたりの量)の値。モニタリングポストやサーベイメータにより測定されます。



原子力発電所で事故が起きたら 地震と原子力災害が 同時に発生したら？ (複合災害)

地震(津波)の避難を優先



自宅が損壊した場合は、近隣の指定避難所へ避難



その後、事故が進展し、放射性物質の放出があった場合

避難判断の基準	とるべき対応
毎時 20 マイクロシーベルトを超える地域 (OIL2)	・1週間以内を目途に一時移転
毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域 (OIL1)	・1日以内に避難

○避難や一時移転を迅速、確実に行うために、避難先をあらかじめ定めています。(余市町の避難先は札幌市内のホテル・旅館など)
○地震等の複合災害時などで予定している避難先に避難できない場合は、北海道が調整のうえ、近隣地域で代替避難先を確保します。